

減少・高齢化する保護司

— 安定的確保のための取組 —

高津戸 映
(法務委員会調査室)

《要旨》

保護司の数は減少傾向にあり、高齢化が進んでいる。保護司候補者の確保も容易ではないのが現状である。

保護司の安定的な確保のために、政府や地方公共団体は更生保護サポートセンターの設置や地方公共団体職員の保護司就任といったハード、ソフト両面の取組を進めている。再犯防止の推進のため、取組の更なる充実が望まれる。

1. はじめに

令和元年10月7日、更生保護制度の制度施行70周年を記念して¹、更生保護制度施行70周年記念全国大会が開催された。安倍晋三内閣総理大臣は、祝辞で「保護司の方々を始めとする地域の力によって支えられた我が国の更生保護制度は、世界に誇れるものと確信しております。」と述べた²。

保護司は、地域の様々な事情に精通しているという地域性や実質的なボランティアという民間性で、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えている。しかし、保護司の人員は減少傾向にあるのに加え、高齢化の進展から担い手の確保が課題とされている。本稿ではその現状と安定的確保に向けた施策について述べる。

2. 更生保護制度における保護司の役割

我が国の更生保護の基本法である更生保護法は、その目的を、「犯罪をした者及び非行の

¹ 犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）の施行の年から起算している。なお、犯罪者予防更生法は執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）と整理、統合され、更生保護法（平成19年法律第88号）が定められた。

² 首相官邸ホームページ「令和元年10月7日更生保護制度施行70周年記念全国大会」〈https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201910/07hogo_taikai.html〉（以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも令和2年5月14日。）

ある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進すること」と定めている（更生保護法第1条）。

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えており、その身分は保護司法（昭和25年法律第204号）に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員である。ただし、給与は支給されず（保護司法第11条）、実質的には、民間のボランティアである³。

そして、我が国の更生保護制度は常勤の国家公務員である保護観察官⁴と民間ボランティアである保護司の協働態勢によって実施されている。

保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所⁵の長の指揮監督を受けて、保護司法の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとされている（更生保護法第32条）。

その使命は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することとされている（保護司法第1条）。

具体的には、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごと（遵守事項）を守るように指導したり生活上の助言を与えたりする「保護観察」、少年院や刑務所に収容されている人の釈放後の帰住先や就職先の確保等を行う「生活環境調整」、犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐ活動を行う「犯罪予防活動」など、保護司の活動は多岐にわたる⁶。

また、保護観察対象者との面接を自宅で行う保護司が多いとされる⁷ことや、保護司の適任者確保に当たっては、個々の保護司の個人的な人脈に頼る部分が大いといわれてきた⁸など、その活動内容の民間性が強いことが特色である。前述のように、保護司は無給であるが、活動内容によって一定の実費弁償金が支給され⁹、法務省の令和2年度予算における保

³ 法務省ホームページ「保護司ひとくちメモ」〈http://www.moj.go.jp/hogol/kouseihogoshinkou/hogo_hogo04-02.html〉

⁴ 保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事するとされている（更生保護法第31条第2項）。

⁵ 地方委員会（地方更生保護委員会）は、各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置されており、矯正施設の長からの申出等に基づき、仮釈放・仮退院の許否を決定するなどの権限を有している。保護観察所は、各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれる更生保護の第一線の実施機関であり、保護観察、生活環境の調整等の業務を行っている（法務省ホームページ「更生保護の組織」〈http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_hogo03.html〉及び法務総合研究所『令和元年版犯罪白書』165頁）。

⁶ 前掲脚注3

⁷ 藤本哲也ほか編著『よくわかる更生保護』（ミネルヴァ書房、2016年）93頁

⁸ 法務省保護局更生保護振興課地域活動推進係「より良い保護司会の運営について」『更生保護』第69巻第10号（平30.10）9頁～10頁

⁹ 前掲脚注3

護司1人当たりの実費弁償金の金額は約10万円で計算されている¹⁰。

保護司は、法律上は保護観察官を補う存在とされているが、保護観察等の実際の業務の多くの部分は保護司によって担われており、保護司がいなければ更生保護は立ちゆかないとの指摘もある¹¹。我が国の更生保護制度の充実のためには保護司の体制整備が重要である。

3. 保護司の現状

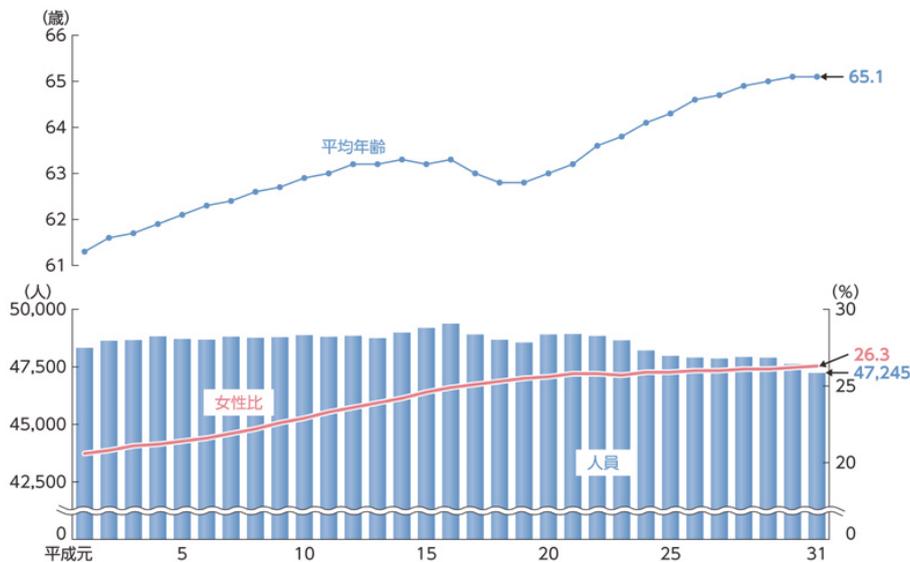
(1) 人員の減少

保護司の定数は5万2,500人を超えないものとされている(保護司法第2条)。その実人員はここ10年間で約1,700人減少し、平成31年1月1日現在では前年同時期と比べて396人減って、4万7,245人である¹²。緩やかな減少傾向にある(図表1)。

また、充足率も低下傾向にある(図表2)。

図表1 保護司の人員・女性比・平均年齢の推移

(平成元年～31年)



注1 法務省保護局の資料による。

2 各年1月1日現在の数値である。

(出所) 法務総合研究所『令和元年版犯罪白書』190頁

¹⁰ 法務省資料による。

¹¹ 前掲脚注7、92頁

¹² 法務省保護局更生保護振興課「保護司の安定的確保について」『更生保護』第70巻第12号(令元.12)6頁

図表 2 保護司数及び保護司充足率

(平成 27 年～31 年)

年次	保護司数	充足率 (%)
平成 27 年	47,872	91.2
28	47,939	91.3
29	47,909	91.3
30	47,641	90.7
31	47,245	90.0

注 1 法務省調査による。

2 各年 1 月 1 日現在の数値である。

3 「充足率」は、定数（5 万 2,500 人）に対する保護司数の割合である。

(出所) 法務省『令和元年版再犯防止推進白書』11 頁

(2) 高齢化

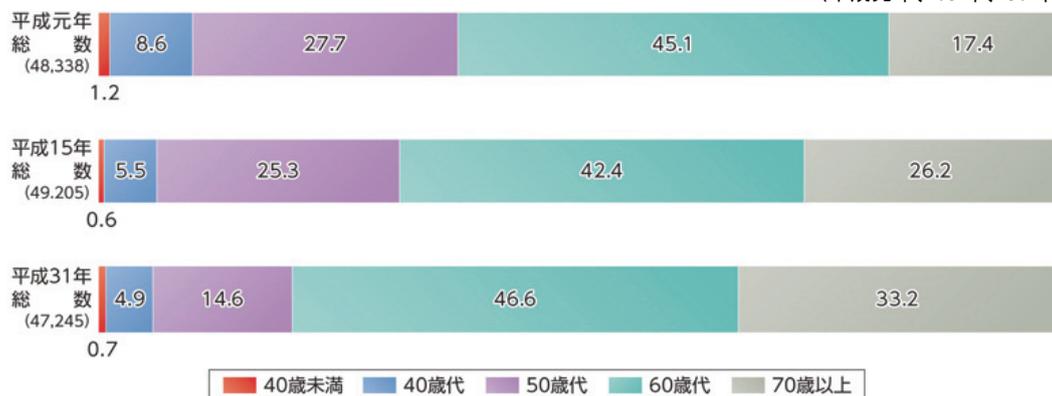
保護司の任期は 2 年であり、再任されることができる(保護司法第 7 条)。新任の場合は、委嘱予定日現在 66 歳以下¹³であることを原則としている¹⁴。保護司は高齢化が進んでおり、平成 31 年 1 月 1 日現在の平均年齢は 65.1 歳である(図表 1)。

図表 3 からは、平成元年から平成 31 年までの約 30 年間で 40 歳代及び 50 歳代の保護司の割合が減少し、70 歳以上の保護司の割合が増加してきたことが読み取れる。

平成 31 年現在、保護司の約 33%は 70 歳以上が占めていることに加え、再任は 76 歳未満までとされている¹⁵。そのため、今後数年でこれらの人々が退任することとなり、人員の更なる減少が懸念される。

図表 3 保護司の年齢層別構成比

(平成元年、15 年、31 年)



注 法務省保護局の資料による。

(出所) 法務総合研究所『令和元年版犯罪白書』191 頁

¹³ 平成 24 年、新任時の年齢制限を「65 歳以下」から 1 歳引き上げて「66 歳以下」とした。

¹⁴ 前掲脚注 7、92 頁

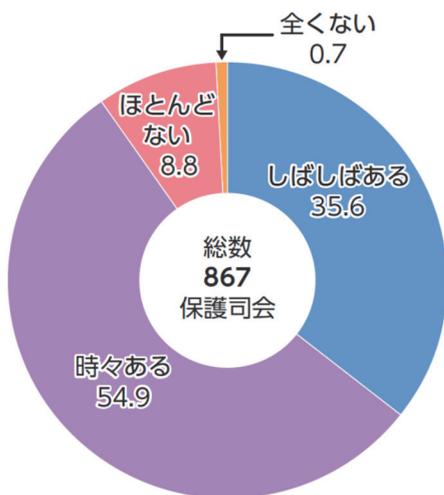
¹⁵ 法務省パンフレット「更生保護～地域社会とともに歩む～」4 頁 (法務省ホームページ<<http://www.moj.go.jp/content/001290603.pdf>>)

4. 保護司候補者確保の現状

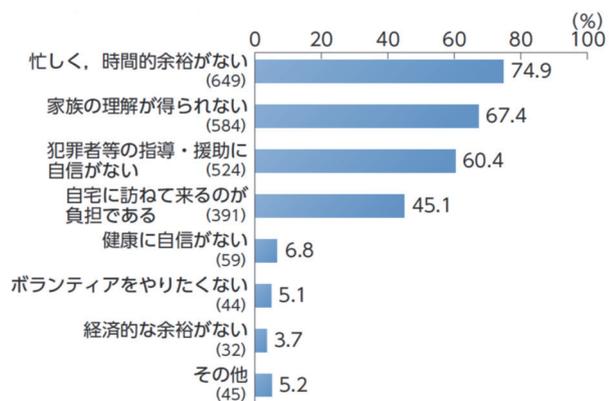
保護司制度の基盤整備を進めるため、法務省保護局は平成28年5月に全国の保護司会¹⁶を対象にアンケートを実施した(以下「保護司候補者確保等に関するアンケート」という)。その結果、保護司会が保護司候補者と思われる人に保護司になってもらえるよう依頼して断られた経験について、「しばしばある」と「時々ある」を合わせると90.5%に達した(図表4)。そして、断られた理由(複数回答)のうち主なものは「忙しく、時間的余裕がない」が74.9%、「家族の理解が得られない」が67.4%、「犯罪者等の指導・援助に自信がない」が60.4%、「自宅に訪ねて来るのが負担である」が45.1%であった(図表5)。

保護司制度を維持するためには後任となる保護司候補者の確保が重要と考えられるが、保護司候補者確保等に関するアンケート結果はその難しさを示している。

図表4 保護司候補者に断られた経験



図表5 保護司候補者に断られた理由



注1 法務省保護局の調査による。

注2 図表5は、アンケート回答保護司会総数に占める各項目を選択(複数回答による。)した保護司会の比率である。

注3 ()内は、回答数である。

(出所) 法務総合研究所『平成29年版犯罪白書』262頁

5. 政府の報告書における指摘と指針の策定

更生保護のあり方を考える有識者会議¹⁷が平成18年に取りまとめた報告書¹⁸では、国民の安全・安心を守るのは国の責任であり、更生保護制度は、国の責任において、充実強化

¹⁶ 保護司は、都道府県の区域を分けて定められた保護区のいずれかに所属して、保護区ごとに保護司会を組織するものとされており(更生保護ネットワークホームページ「全国保護司連盟 保護司とは」<<https://www.kouseihogo-net.jp/hogoshi/about.html>>)、保護司会は保護司の研修や犯罪予防活動等を行っている(法務総合研究所『平成30年版犯罪白書』77頁)。

¹⁷ 平成16年から平成17年にかけて保護観察対象者による重大再犯事件が相次いだことなどから、国民の期待に応える「更生保護制度のあり方」を明らかにして必要な改革を早期に実現するため、法務大臣により平成17年7月20日に設置された。

¹⁸ 更生保護のあり方を考える有識者会議「更生保護制度改革の提言—安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して—」(平成18年6月27日)(以下「有識者会議報告書」という。)

すべきものであるが、現状は、保護観察所が保護司に余りにも依存しすぎていることや、保護司の負担が過重となる一方で、国民に十分に理解されていないなどの様々な事情により保護司の後継者確保が困難になっていることが指摘された¹⁹。

また、保護司制度の基盤整備に関する検討会²⁰が平成24年に取りまとめた報告書²¹では、近年、薬物やアルコール依存、高齢、精神疾患、発達障害など保護観察対象者の抱える問題が複雑・多様化しているほか、家族関係や地域のつながりの希薄化が進み、家族や地域の協力が得られない対象者が増加し、更に現在の厳しい社会経済情勢を背景として自立困難な対象者が増加するなど、更生保護に対する国民の関心と期待が高まる中で、保護司の処遇活動はますます困難化し、保護司にふさわしい人材の確保も難しくなっていると指摘された²²。

そして、平成26年3月、法務省は全国保護司連盟²³と共同で、検討会報告書の提言のうち、保護司の適任者確保や育成について焦点を当てた「保護司の安定的確保に関する基本的指針」（以下「指針」という。）を策定した。しかし、保護司数の減少や高齢化の進行といった懸念すべき状況が続いていることなどを踏まえ、指針の見直し期限である策定から5年目に当たる平成31年3月、指針の取組状況を検証した上で必要な改訂が行われた²⁴。

6. 保護司の安定的確保のための取組

（1）保護司の安定的確保に関する基本的指針の改訂

図表6は「保護司の安定的確保に関する基本的指針【改訂版】」（以下「改訂指針」という。）の概要である。

改訂指針においては、国と保護司組織は、①働いている世代を始めとした比較的若い年齢層にある人に保護司になってもらえるよう、実効性のある取組を推進すること、②全ての保護司がやりがいを感じ、長く、活発に活動を続けられるよう、必要な支援を講じること、③保護司活動で得られた豊富な経験や知見が、保護司組織に共有され、役立てられるような仕組みを設けること、について留意して、保護司の安定的確保のための取組を推進することとされている²⁵。

また、改訂指針の策定と併せてその重点項目を示した「保護司の安定的確保のための10のアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）も策定された（図表7）。

¹⁹ 有識者会議報告書8頁

²⁰ 保護司の行う処遇活動や適任者の確保が困難化していることを受け、法務省と全国保護司連盟（後掲脚注23参照）の共同により「保護司制度の基盤整備に関する検討会」が設置され、平成23年3月9日から活動を行った。

²¹ 保護司制度の基盤整備に関する検討会「保護司制度の基盤整備に関する検討会報告書」（平成24年3月21日）（以下「検討会報告書」という。）

²² 検討会報告書3頁

²³ 保護司や保護司の組織に対して連絡、調整又は助成をし、その活動の充実に資することを主な事業とする更生保護法人（更生保護ネットワークホームページ「全国保護司連盟 紹介」〈<https://www.kouseihogo-net.jp/hogoshi/league.html>〉）。

²⁴ 法務省保護局更生保護振興課地域活動推進係「保護司の安定的確保に関する基本的指針」の見直しについて『更生保護』第70巻第4号（平31.4）44～45頁

²⁵ 前掲脚注24、45～46頁

改訂指針とアクションプランでは保護司の負担軽減や、やりがい確保のための支援に力が置かれている。

図表 6

保護司の安定的確保に関する基本的指針【改訂版】（平成31年3月）の概要	
背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年3月に法務省保護局と全国保護司連盟が共同し、「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を策定 ○ 指針策定を受け、国、保護司組織において各種の取組を推進 ○ 一方、指針策定後も保護司の減少傾向や高齢化は改善されず ○ 指針策定後の取組状況を検証し、保護司組織と共同して平成31年3月に指針を改訂
保護司の安定的確保のための主な方策	
適任者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護司適任者の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司候補者検討協議会の効果的な運用や関係機関等への組織的な協力依頼 ・ 保護司適任者に関する人材情報の提供を含めた地方公共団体との協力の推進 ・ 保護司活動インターンシップの効果的な運用と実施に対する必要な支援 等 ○ 保護司活動の広報啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な媒体を活用した積極的かつ戦略的な情報発信 等
保護司の定着	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経験年数の少ない保護司に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生保護サポートセンターの効果的な活用 ・ 複数担当制の積極的な活用 等 ○ 保護司の個々の事情に応じた適正な活動量及び活動内容等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業等様々な事情に応じた活動内容の配慮 等 ○ 効果的かつ効率的な保護司活動のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司会運営の中心となる保護司や保護観察官の育成 等
意欲の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護司の活動意欲の尊重 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長く保護司活動に従事した人たちが等の活動環境の整備についての検討 等

出典：法務省資料による。

(出所) 法務省『令和元年版再犯防止推進白書』107頁

図表 7

保護司の安定的確保のための 10のアクションプラン

「保護司の安定的確保に関する基本的指針」（平成31年3月）の着実な実施に向けて、国及び保護司組織は以下の取組を重点的に推進します。

- **保護司のなり手を安定的に確保するために**
 - 1 「保護司候補者検討協議会」や「保護司活動インターンシップ」を積極的に運用し、好事例を共有するなどしてその実効性を高めます。
 - 2 地方公共団体職員の保護司への就任や保護司適任者に関する人材情報が得られるよう、地方公共団体との連携を一層強化します。
 - 3 保護司として必要な人材の年齢層や職種に応じた戦略的な広報に努めます。
- **やりがいを感じ、長く、活発に続けられるために**
 - 4 更生保護サポートセンターを有効に活用し、経験年数の少ない保護司への支援や保護司の研さん活動のための環境を整えます。
 - 5 保護司活動に係る不安や悩みについて、保護観察官に気軽に相談でき、保護観察官からきめ細かな助言等を得られる環境を整えます。
 - 6 保護司の個々の事情にできる限り配慮し、保護司研修の夜間・休日実施や、保護司活動に対する職場の理解を得るための取組について検討します。
 - 7 長く保護司活動に従事した人たちが退任時期について不公平感を抱かない仕組みや、退任後も誇りを持って活動できるような環境を整備することについて検討します。
- **保護司活動を効果的かつ効率的に行うために**
 - 8 保護司会において、その運営に携わる保護司を育成し、また、犯罪予防活動等の組織活動により多くの保護司が関与できるよう配慮します。
 - 9 できるだけ多くの保護司に事件担当を経験してもらえるよう配慮するとともに、保護司会に対し適切な支援を行うことができる保護観察官の育成や、保護司会の経理処理の合理化のために必要な措置を講じます。
 - 10 更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等の更生保護関係者とより一層一体的な活動を展開します。

(出所) 法務省保護局更生保護振興課「保護司の安定的確保について」『更生保護』第70巻第12号(令元.12) 7頁

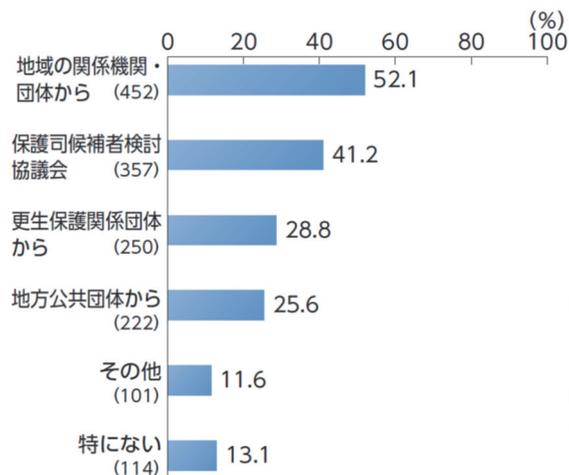
（２）保護司候補者検討協議会の充実

保護司候補者検討協議会は、保護区内の保護司候補者を広く求め、必要な情報の収集及び交換を行うことを目的として、保護観察所と保護司会が共同で設置する協議会である。保護司のほか、町内会又は自治会関係者、社会福祉事業関係者、教育関係者、地方公共団体関係者、地域の事情に通じた学識経験者等の参加の協力を得て開催されている。

法務省は、保護司会と協力し、同協議会において保護司適任者に関する有益な情報が得られるよう、地方公共団体の職員等、地域の実情をよく把握した人を協議会委員として選定したり、特に保護司が必要な区域を対象に同協議会を開催したりするなどの取組を行っている²⁶。

保護司候補者確保等に関するアンケートのうち、「保護司自身の知人等以外での保護司候補者の情報提供や推薦」の項目（複数回答）（**図表 8**）では、「地域の関係機関・団体から」の 52.1%に次いで、「保護司候補者検討協議会」が 41.2%を占めていることから、保護司候補者検討協議会を充実させることにより、保護司の確保につなげる取組が必要である。

図表 8 保護司自身の知人等以外での保護司候補者の情報提供や推薦



注 1 法務省保護局の調査による。

2 アンケート回答保護司会総数に占める各項目を選択（複数回答による。）した保護司会の比率である。

3 () 内は、回答数である。

（出所）法務総合研究所『平成 29 年版犯罪白書』262 頁

他方、平成 30 年 8 月から 9 月にかけて法務省が全国保護司連盟と共同して行った保護司制度に関するアンケート調査（以下「保護司制度に関するアンケート」という。）によれば、保護司候補者検討協議会の設置をより多くの保護司の委嘱につなげるために効果的な対策（主なもの 3 つ回答）として、「協議会の趣旨を委員によく理解してもらう」が 69.9%、「委員を幅広い分野から選定する」が 59.3%、「委員を地域事情をよく承知している者にする」が 55.9%であった（**図表 9**）。

²⁶ 法務省『令和元年版再犯防止推進白書』106 頁

図表 9 保護司候補者検討協議会の効果的な運営に関するアンケート結果

Q 保護司候補者検討協議会の設置をより多くの委嘱につなげるためにはどのような運営をすることが効果的か：主なもの3つ	
1 協議会の趣旨を委員によく理解してもらおう	290人(69.9%)
2 委員を幅広い分野から選定する	246人(59.3%)
3 委員を地域事情をよく承知している者にする	232人(55.9%)
4 保護司の確保が必要な区域に絞って開催する	168人(40.5%)
5 協議会以外の機会にも委員と情報共有する	137人(33.0%)
6 協議会の開催回数を多くする	25人(6.0%)
7 その他	20人(4.8%)

(出所) 法務省保護局更生保護振興課地域活動推進係「保護司制度に関するアンケート調査の結果概要について」『更生保護』第70巻第12号(令元.12)35頁

このことから、保護司候補者検討協議会を効果的に運営し、保護司の安定的確保につなげるためには、地域事情に詳しい委員を幅広い専門分野から選定した上で、協議会の趣旨をよく理解してもらうための丁寧な説明が必要であると考えられる。

(3) 保護司活動インターンシップの実施

法務省は、平成28年度から、保護司活動インターンシップ制度を導入している。この制度は、保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する人等に保護司活動を体験する機会を提供することにより、地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的としている。

本制度は、地域の実情に応じたインターンシップを実施し、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動等への参加をきっかけに、保護司活動等について理解が深まり、実際の保護司の委嘱につながるなど一定の成果が見られたことから、引き続き実施されている²⁷。

保護司制度に関するアンケートによれば、より多くのインターンシップ参加者を保護司の委嘱につなげるための対策(主なもの3つ回答)として、「参加者に機関紙や次回インターンシップの情報等を提供するなどの継続的な働き掛けを行う」が62.8%、「参加者の質問や相談にきめ細かく対応する」が61.0%、「一般市民やボランティア団体、企業等にインターンシップを広報し、参加者の間口を広げる」が60.3%であった(図表10)。

²⁷ 前掲脚注26

図表 10 保護司活動インターンシップに関するアンケート結果

Q より多くのインターンシップ参加者を保護司の委嘱につなげるためにはどうしたらよいか：主なもの3つ	
1 参加者に機関紙や次回インターンシップの情報等を提供するなどの継続的な働き掛けを行う	182人(62.8%)
2 参加者の質問や相談にきめ細かく対応する	177人(61.0%)
3 一般市民やボランティア団体、企業等にインターンシップを広報し、参加者の間口を広げる	175人(60.3%)
4 参加者情報を保護司会で一元的に管理する	65人(22.4%)
5 参加希望者のニーズに応じた活動先を紹介する	37人(12.8%)
6 参加を保護司委嘱の要件とする	34人(11.7%)
7 その他	22人(7.6%)

(出所) 法務省保護局更生保護振興課地域活動推進係「保護司制度に関するアンケート調査の結果概要について」『更生保護』第70巻第12号(令元.12)35頁

このことから、保護司活動インターンシップを保護司の安定的確保につなげるためには、活動の広報を積極的に行い、幅広い参加者を募った上で、参加者の質問や相談に丁寧に対応するという取組を継続的に息長く行うことが必要であると考えられる。

(4) 更生保護サポートセンターの設置の推進

更生保護サポートセンターは、保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点である。その多くは、保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設している²⁸。住宅事情の変化などから、自宅に対象者を招いて面接を行うという伝統的な処遇を行うことが困難になってきていることから、更生保護サポートセンターで面接が実施できるようになっている²⁹。また、施設を会議や研修等に供することで保護司の処遇活動を支援しているほか、保護司会の事務局としての役割を果たすことで保護司の負担軽減に寄与している³⁰。

法務省は、平成20年度から、地方公共団体等と連携して更生保護サポートセンターの整備を行っている。更生保護サポートセンターの設置数の増加に伴ってその利用回数も増加しており、平成30年度では8万3,531回に上る(図表11)。令和元年度末時点で全国全ての保護司会(886か所)の更生保護サポートセンターの整備が行われたことから³¹、今後、保護司の活動拠点として一層の活用が期待される。

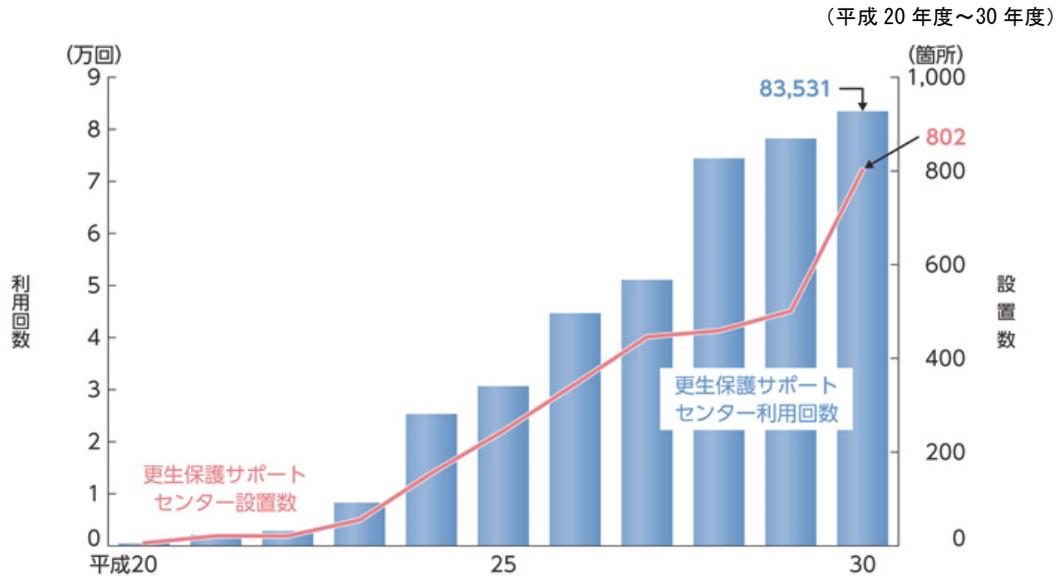
²⁸ 法務省ホームページ「更生保護サポートセンターとは」〈http://www.moj.go.jp/hogol/kouseihogoshinkou/hogo02_00053.html〉

²⁹ 川出敏裕、金光旭『刑事政策 第2版』(成文堂、2018年)272頁

³⁰ 法務総合研究所『平成29年版犯罪白書』263頁

³¹ 法務省資料による。

図表 11 更生保護サポートセンターの設置数・利用回数の推移



注1 法務省保護局の資料による。

2 設置数は、各年度末現在のものである。

3 利用回数は、保護観察対象者との面接（集団処遇を含む）、処遇協議等による利用の合計である。

（出所）法務総合研究所『令和元年版犯罪白書』192 頁

（5）地方公共団体職員による保護司就任

東京都荒川区では、荒川区長が区内在住の区役所職員に対し、地域社会における更生保護の重要性を訴え、保護司就任の呼びかけを行った結果、平成 24 年 12 月に職員保護司として 6 名が委嘱された³²。平成 29 年 4 月 1 日現在で、荒川区保護司会では 7 名の区役所職員保護司がおり、その全員が、区役所を退職後も保護司を続けていく意向だという³³。

区役所職員が保護司を務めることのメリットは、生活保護、就職支援、教育相談等の問題を担当する同僚職員によるバックアップが受けられることにある旨の指摘がある³⁴。他方、平日昼間の時間帯に保護司として活動する場合には、職場の理解が必須であると考えられる。人手不足は地方公共団体も同じであるとして、職場に迷惑になるのではと、保護司就任の希望を口に出せない人も多いとの指摘もある³⁵。

現役の職員が保護司に就任するに当たっては、地方公共団体の理解と協力を得ることが課題であることから、令和元年、法務省及び総務省は協力依頼文書を地方公共団体の長宛てに発出し、地方公共団体職員の保護司への就任について協力を求めた³⁶。

地方公共団体職員による保護司就任の取組を広めるには、職員保護司やその職場の負担を軽減しつつ、啓発・広報を進めることが必要であり、政府と地方公共団体の連携した対

³² 西川太一郎「区職員の保護司就任等地方自治体による更生保護支援の現状について」『更生保護学研究』第 10 号（平 29.6）96 頁

³³ 前掲脚注 30、276 頁

³⁴ 前掲脚注 32、97 頁

³⁵ 『日本経済新聞』夕刊（令元. 10. 7）

³⁶ 第 200 回国会衆議院法務委員会議録第 12 号 2 頁（令元. 11. 27）

応が必要であると思われる。

7. おわりに

『昭和 55 年版犯罪白書』では、既に「近年、保護司の年齢が次第に高齢化する傾向が見られるので、今後、保護観察の効果を一層高めるためには、更生保護に理解と認識を有する青壮年の篤志家をも保護司に委嘱し、これに対する系統的な研修を実施する体制の確立が必要」とされており³⁷、保護司の候補者確保は古くて新しい課題である。

これまで見てきたように、保護司の安定的確保のためには、施設整備などのハード面だけでなく、候補者への丁寧で継続的な働き掛けなど、ソフト面での対応が必要である。また、国は、方針やガイドラインの決定だけでなく、地方公共団体と連携し、候補者への積極的なアプローチを全国的に広めることも重要である。

令和元年 12 月 23 日、犯罪対策閣僚会議は「再犯防止推進計画加速化プラン」³⁸を決定した。本プランでは、再犯防止の推進に向けて、満期釈放者や起訴猶予者等への息の長い支援を実現するためには国と地方公共団体、そして、民間協力者との連携協力が不可欠である旨が指摘されている³⁹。

再犯防止の推進のため、保護司の安定的確保に向けた取組の更なる充実が望まれる⁴⁰。

(たかつと あきら)

³⁷ 法務総合研究所『昭和 55 年版犯罪白書』317 頁

³⁸ 「再犯防止推進計画」(平成 29 年 12 月閣議決定、計画期間：平成 30 年度～令和 4 年度)に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき 3 つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの(「再犯防止推進計画加速化プラン」(令和元年 12 月 23 日犯罪対策閣僚会議決定)(概要))。

³⁹ 「再犯防止推進計画加速化プラン」(令和元年 12 月 23 日犯罪対策閣僚会議決定)(本文) 1 頁

⁴⁰ 保護観察官の増員も今後の検討課題である。